

## 第二回 中国(上海)国際技術輸出入交易会 出展契約規約

---

### ■出展資格

- ・出展社は主催者が定めるイベント趣旨に合う製品、サービスを提供する会社、団体、その他の事業体に限定され、主催者は製品等が、イベントに適するか否かを決定する権利を有します。

### ■申し込み及び支払期限

- ・本申込書の主催者受理をもって正式契約とします。主催者にて請求書を送付しますので、原則として契約日より1ヶ月以内に申込プラン料金を当社指定の銀行口座へお振り込みください。

### ■展示小間の割り当て

- ・展示小間の割り当ては契約日・出展規模・出展内容等を考慮の上、主催者が決定し、出展社説明会で発表します。

### ■転貸

- ・出展社は主催者の許可無く、申込プランの全部または一部を他社へ譲渡、貸与等を行うことはできません。

### ■解約

- ・出展社が出展申込後に申込プランの全てまたは一部を解約する場合は、必ず文書にて行わなければなりません。その際、次の解約料を申し受けます。出展申込書を主催者が受理した日をもって出展契約日とし、
- ・出展契約日から2014年 3月 31日までは申込プラン料金全額（消費税込）

### ■入場者資格

- ・入場者は事前に主催者に登録することにより入場できます。
- ・入場者はイベントの主旨に関心を有する人に限定されます。

### ■写真撮影・ビデオ撮影

- ・イベントの写真撮影権、ビデオ撮影権は主催者が有します。

### ■展示規定

- ・装飾方法、展示方法等は、主催者の提供する「出展マニュアル」に規定され、出展社はこれに従わなければなりません。
- ・出展社は自社の展示が近隣の展示の妨害にならないようにしなければなりません。妨害、違反の有無は主催者が出展マニュアルの規定をもとに最終判断を下し、協賛社はこの判断に従うものとします。

### ■安全性

- ・出展社は、展示会場に適用される防火および安全に関わるすべての規則、法規を厳守しなければなりません。

### ■損害責任

- ・主催者は理由の如何を問わず、出展社およびその雇用者または関係者が、小間を使用することによって発生した、人および物品に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。
- ・出展社は、その従業員や代理人の不注意その他によって生じた、イベントの建築物または設備に対する一切の損害について、ただちにその損害を賠償するものとします。
- ・主催者はイベントのガイドブック、またその他のプロモーション用資料の中に偶発的に生じた誤字、脱字等に関する責任を負わないものとします。

### ■展示会の中止

- ・主催者が主催者の都合によってイベントを中止し、出展社が申込プランの内容を実行できなくなった場合には、主催者は出展社に対して、開催残余日数を基準として、日割計算した申込プラン料金の払い戻しを行う以外、一切の責任を負いません。主催者は、直接的にも間接的にも、自然災害の要素に帰すべき、あるいは、第三者の命令または指示に帰する損害を協賛社が被ることに責任を負いません。